

Title	穀価調節論を評す (上)
Sub Title	
Author	河津, 暹
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.1 (1915. 1) ,p.1- 14
JaLC DOI	10.14991/001.19150101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

傷害保險兼營

普通傷害保險
海陸旅行傷害保險
内地陸上旅行傷害保險

料率低廉 契約簡便 切符販賣

東京市日本橋區本革屋町五番地(三井銀行横)



共同火災保險株式會社

營業種類 火災保險、海上保險、運輸保險、傷害保險

營業部 東京、大阪、京都、横濱、名古屋、神戸、仙臺、福岡
支店所在

三田學會雜誌 第九卷 第一號

論 說

穀價調節策論を評す(上)

河 津 暹

農業者は少しにても穀物の價格の高きを喜び、消費者工業家等は少しにても其の低きを喜ぶが故に穀價の高低は常に是等利害關係を異にするものゝ間の爭論の題目となるのみならず其の國民經濟に及す影響甚だ大なるが故に、穀價調節論は毎に學者政治家の間に起るなり。其の趣意は穀物の價格をして常に一定の水準を保たしめ之より騰貴すれば農業者にとりては利益なるべきも消費者は生計上困難を感すべきが故に之を下落せしむる道を講じ、之より下落すれば工業家消費

者にとりては都合良かるべきも、農業者は爲に苦まざる可らざるが故に之を騰貴せしむべき道を講せんとするに在り。而して其の一定の水準は農業者をして相當の利潤を得せしむべき價格を指すなり。穀價調節論の趣旨は予輩之を諒とす、然れども實際問題として穀價は人爲的に調節し得べきものなりや、大に疑なき能はざるなり。こゝに本論を草して致を江湖先覺に待たんと欲す。第一に考察せざるべからざるは農業者をして相當の利潤を得せしむべき穀價を定むるを得べきやといふ問題なり。予輩は農業の知識に於て特に乏しきが故にこの種の問題を論ずべき資格なきことを知る、從て此問題につきても十分の確信を有するものに非れども予輩の知識の範圍に於ては農家を以て相當の利潤を得せしむべき穀價の明確なる水準は到底得ること能はざるものゝ如し、何となれば同じ國內に於ても地方々々に由りて土地の肥沃の度を異にするは勿論、同じ地方にても土地に由りて肥沃の度を異にするべきが故に、同じ勞力資本を用ひても生産額に異同あるを免れず、其結果たとひ一定の穀價にて賣買せらるゝとも、農業者にとりて收入の上にて異同あるを免れざるなり。故にこの點のみにても農業者をして公平に相當の利潤を

得せしむるには却て穀價を統一するよりは寧ろ農業者により之を異にするを可とせずや。假りに一步を譲りこの點につきては一面に穀價を一定するに拘らず農業者の得べき利潤を一定することを得べきものとするも、地方に由りて小作料の慣習を異にするは勿論、租税其他の公課の負擔を同うせず、更に勞働者を使役するものによりては賃金も亦同じきを得ざるが故に、これ等の事情を綜合すれば農業も工業等と同じく、農業者に由りて生産費を異にするといふを當れりとせざる可らず、然らば穀價を一定するも農業者をして一定相當の利潤を得べきことは望む可らざるに似たり。假りにこれも論者に一步を譲りて生産費を異にするも尙農業者の利潤を一定相當にすることを得べきものとするも、穀物の價格も畢竟貨幣に由りていひ顯はされたる價格なるべければ、貨幣の價格の變動に由りて、穀價の名目こそ一定不動とするも農業者の利潤の上に差異を生ぜざる能はず、この點につきても論者の希望する如き結果を生ぜざること、は殆んど疑なきが如し。予輩の思索論述したる所にして幸に大過なきものとするれば、農業者をして相當の利潤を生せしむべき穀價の水準を得ること能はざるに似たり。例せば我國の米價は一石十

七圓ならば農家をして相當の利潤を得せしむるものなりといふは、之を精確に解せば、如何なる地方、如何なる事情等極て綿密に條件を附するに非れば意味をなさずといはざる可らざるに似たり。若し其の水準にして求め得べきものに非ずとすれば、穀價の調節は近年我國に於て見るが如き穀價の乱高下は之を放任すべからずといふとと解すべく、從て論策としては價值を失ふと少からずといはざる可らずこの點につきて先覺の教を受くるを得ば幸なり。

聞く所に由れば帝國農會は米價の下落に對し調節案を議決し政府に建議して曰く(一)朝鮮米代用制度撤廢(二)政府は米穀を買い上げ又は奨勵金を交付して之が輸出を圖ること(三)陸海軍監獄署等に於て此際一年分の米穀を産業組合等を利用して直接に生産者より購入すること(四)最も有効なる方法を以て農民に低利資金二千萬圓を融通することの四案を以てせりといふ。局外者より之を觀ればこれ等の案たる其の場に於て提議せられ、何等深厚なる研究を重ねることなく議決せられたる如く見え、堂々たる帝國農會の議決としては聊か物足らぬ心地すなり。予輩は便宜上諸國に於て試みられ又は提出せられたる穀價調節策につきて之を研究し隨

所これ等帝國農會の議決に及はんと欲すなり。この問題は遙に根本的に研究するに非れば到底解決し得べきものに非るを信すればなり。只予輩は之を論議するの資格なきことを信するが故にこの小論文が會々本問題の研究を促すに與つて力あらず自ら満足せんとする者なり。

第一節 關稅に由る穀價調節策

穀物輸入税制を有する國に於て穀物の價格騰貴する時は輸入税率を低くし以て外國より穀物の輸入を容易ならしめて穀價の騰貴を防ぎ、内國市場に於て穀物の價格下落する時は輸入税率を高くして外國の穀物の輸入を困難ならしめ以て穀價の下落を防ぎ、之に由りて穀價をして或水準を有たしめんとするは古來數々用ひられたる所なり。否、内國市場に於ける穀物の供給を潤澤ならしむる目的を以て穀物の輸出を禁止し若くは之と反對に英國に於て十七世紀の末葉に於て行ひたる如く穀物の輸出を奨勵して以て穀價の下落を防きたる事例も亦之を舉示すること難からざるなり。予輩はこゝに關稅々率を上下してよく穀價調節の目的を

達するを得るやを吟味せんと欲す。此問題を吟味するに臨み予輩は我國の現行米穀輸入税につき一言するの要あるを覺ゆ。我米穀輸入税も亦多少この精神を加味するが故なり。明治四十三年四月發布の關稅定率法輸入税表には米及粃の輸入税は百斤一圓と規定し、全法第六條に「米及粃ノ輸入税ハ凶作ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ毎百斤四十錢ヲ限度トシ之ヲ低減スルコトヲ得」とあり。即ち原則としては毎百斤一圓(一石二圓五十錢)の輸入税を課し凶作にして穀價騰貴する場合には毎百斤四十錢(一石一圓)を限度として勅令を以て其期間並に輸入税額を定め之を低減し以て外國の米穀の輸入を容易ならしめんとするなり。然れども現行米穀輸入税は初より米價調節の趣意を以て立案せられたるものに非ずして政府案に由れば百斤六十四錢即ち一石一圓五十錢なりしが農業黨に滿てる帝國議會は農業保護の趣意を以て之を百斤一圓に修正したる代に凶作の場合には上記の如く低減することを得るものとしたるものなり。即ち其目的は米價調節に非ずして輸入税率の増加にありしなり。されば結果に於て米價調節の手段とも見ることを得べきが故にこゝに掲げたるなり。予輩は我米穀輸入税の廢止を希望するもの

なれども、若し四周の情況上米穀輸入税は極て輕率に止め置かざる可らざるを信するものなり、一石二圓五十錢といふが如き重税を課する如きは我國經濟政策として可なるを見ず、況んや之を成立せしむるが爲に凶作の場合に其税率を低減するを得といふ條件を附するをや、米穀輸入税の如き國民經濟にとりて極て重大なる關係を有する輸入税率は勅令に由りて之を増減するが如きは禍源を貽すものといはざる可らず。何者、關稅定率法第六條の規定を冷靜に考察せば、何人とも雖も疑團百出して適從する所を知らざるに至るべし。第一に如何なる程度に達すれば凶作と稱すべきや不明なり、經濟統計の不完全なる今日統計上平年作より多少とも收穫高の少き場合を凶作として之にこの規定を適用せんとすれば必ずや之に對し異論を唱ふるもの多かるべきなり。故に其年の收穫高が平年作より著しき場合に於て初て此規定を適用し得べきのみ、從てこの規定は米價調節として無意味には非ずと雖も、其の効果は甚だ大なること能はざるべし。現にこの法律制定以來この規定を適用したるは只僅に一回あるに過ぎず、而も政府は輸入税率を輕減して百斤六十四錢(一石一圓五十錢)となしたるに過ぎざりしなり。以て知るべしこの規

定の實際に於ける効果の著しからざることを、而のみならず第二に輸入税率低減の程度も、其期間も舉て勅令に一任するものなれば、政府がこの規定を適用せんとする場合には必ずや異論百出せざる可らざるなり、何となれば米價の高きを喜ぶものは其低減の程度を多きに過ぎ、其の期間を長きに過ぐとなすべく、反之、米價の低きを喜ぶものは其低減の程度を少きに過ぎ、其の期間を短きに過ぐとなすべければなり、而かも其の是非を定むべき標準の存するものなきなり、而して更に注意せざる可らざるは政府が此規定を適用して穀價の調節を計らんとする意思あるや、政府の内情に通ずる御用商人が最も早く之を探知し投機を行ふを以て、其結果に於て國民經濟上佳良なるものありとするも、これ等一部の商人のみが之に乗じて私腹を肥し、之に洩れたるものをして之に對して不満を抱かしむるが如きは政府として決して稱すべきことに非ざるなり、而も政府は之を防止すること能はざるを覺悟せざる可らず、論じて爰に到れば、關稅定率法の規定は米價調節の効力少くして、而も之に伴ふ弊害多きものなること明白なり、我議會がかくの如き規定を設けたるは原案を改正したるものに非ずして寧ろ之を改悪したるものなり、予輩は

此規定の廢止を希望して已まざるものなり。

關稅率の伸縮高低を行政政府の意思に委ねず、法律に於て豫め内國の穀價と關稅率との關係を規定し、内國市場に於ける穀價にして高き時は輸入税率を低くし、内國市場に於る穀價にして低くなるに從ひ輸入税率を高くし、以て内國市場に於ける穀價を一定の水準に立たしめんとするものあり、之を穀物關稅の異動率制度といふ (Sliding scale system) 或は之を譯して滑準率制度といふものあり、予輩は異動率制度と譯す、蓋しこの制度の骨子とする所は輸入貨財の價格と輸入税とは合して内國市場に於ける其貨財の價格を定むるものなり、從て内國に於て生産せられたるものも、之に準して其價格を高低すとの理論に由りたるものなり、この制度は果してよく穀價調節の目的を達するを得べきや、請ふ試みに之を論せん。

この種の穀價調節策は曾て英國並に佛國に於て試みられたる所にして獨國に於ても試みんとしたることありしものなり、故にこの種の調節策はこれ等の國の經驗に徴するを便とす、英國にては今より百數十年前までは純然たる農業國なりしかば農業者の利益を重んずること甚だ敦く、穀價を一定の水準以上にあらしむ

るが爲に法律を以て穀物の平常價格(Normal Price)を規定し國內の穀價にして右水準に達せざる間は一切穀物の輸入を許さざるのみならず、之を輸出するものに對して輸出獎勵金として輸出穀物の價格の一割を給し、若し穀價にして其水準を超ゆる時は輸出獎勵金を給せざるのみならず、穀物の輸入を自由にせり。然るに其後英國の經濟事情大に變化し十八世紀の末葉に至りては、英國は其國人口を養ふが爲に外國より穀物を輸入せざる可らざる情態となれり。農業者は之に對して不平を抱くもの少からず、輸入税を以て其輸入を妨止すべきことを訴ふるものありしが政府は半其意見に聽き、一七九一年に初て穀物關稅の異動率制を採用せり。之に由れば内國市場に於て小麦の價が一「クォーター」五十五志を超ゆる場合には半志の輕率の輸入税を課するも、其價が五十四志乃至五十志の間に在る時は輸入税率を増加して二志半とし、更に五十志以下に降る時は輸入税は一躍して二十四志半を課することとしたれば事實輸入を禁止したると同じ。然るに當時小麦の價高くして五十五志以上にありたれば該異動率を用ふるに由なかりき、されば農業者等は輕税を課すべき價格の水準低きに過ぐと爲すもの多く、議會は農民黨多數を占め

しが故に、一八〇四年に之が改正を行ひ六十六志以上に騰貴したる場合に輕税を課し、内國の價格が下落するに従ひ全しく重率の輸入税を課するとなり、更に全二八年に至り輕税を課すべき穀價を高めて七十三志とし、内國の穀價が降るに伴ひ順次輸入税を増加し五十一志以下になる時は三十六志八片の輸入税を課するなり、其後四十二年に輸入税率を輕減したれども其の課税の方法は前と全しく異動率制に由りたるなり。此の制度は一見内國の穀價を一定の水準にわらしむる効果あるが如しと雖も、其實績に徴するに寧ろ反對に内國の穀價をして大に變動せしめたるなり。何者、内國市場に於て穀價が下落する兆候ある時は必ずや輸入税率は増加せらるべきが故に穀物商は急速に之を輸入せざれば重率なる輸入税を負担すべきを以て直に之を輸入すべし、其結果内國市場に於ける穀物の供給を激増し爲に穀價を恢復せずして却て反對に之を下落せしむ、又之と反對に穀價が騰貴すべき兆候ある場合には必ずや遠からず輸入税率は輕減せらるべきものなれば穀物商は暫時穀物の輸入を差控へ、輸入税輕減の曉に之を輸入せんとすべし。其結果内國市場に於ける穀物の在荷は拂底を告ぐるを以て穀價は下落せずして却て

奔騰したり。一八一六年一月より一八一七年六月に至る十七月間に於て五十三志一片より百十二志七片に至る甚しき穀價の變動を見たりといふ。穀價調節の爲に設けられたる制度は實際に於て穀價の乱高下を生すべき制度となりたるなり。其調節策はこの事實に徴するも決して採るべきものに非るなり。獨逸の農學の泰斗フホンデアゴルト教授は辯護して曰く關稅の異動率制度其物が上に陳べたる如き結果を生じたりとなすは當らず、其異動率の建方が不完全なるが爲に投機を獎勵したるなり。一八二八年の制度につきて見るに小麥一「クオーター」七十三志なる時は輸入税は一志なるに六十六志の時は輸入税は二十志八片なり。穀價の差違に比し輸入税の相違は三倍に近きなり。輸入商等が輸入税を利せんが爲に或は急激に穀物を輸入し又は之が輸入を差控ゆるは寧ろ當然なり、と而してゴルト教授は獨逸に於て穀物關稅問題起るや異動率制を採用せんことを主張すること極めて熱心なりしなり。教授の提案したる所を見るに穀價の差額に比較し輸入税率の差異を少くし、之に由りて英國に於て見たる如き惡結果を生せしめざることを期せり。教授の提案は確に英國に於てなしたる所に比し一進境あるを覺ゆ然れども此

提案は容るゝ所とならざりしを以て、この提案が實際に於て如何なる結果を生すべきかは之を知ること能はざりしも、理論よりいへば同じく穀價を調節すること能はざるものゝ如し。何となれば、ゴルト教授の意見にては英國に於て異動率制が成功せざりしは穀價の變動に比し輸入税率の差異が甚しきが爲にして、若し穀價の變動に比し輸入税率の差異が少ければ此の憂なしとしたるものゝ如し。雖も輸入商よりいへば少しにても利益あらんことを希望するものなれば、若し穀價が騰貴する兆あれば全教授の提案の如く「ドットツベル、ツェントナー」につきて輸入税率が半馬克以下なるも、多額の穀物の輸入に對しては收むべき輸入税の輕減は相當の額に達すべきを以て英國に於けると同じく輸入を差控ゆべく、反之、穀價が下落する兆あれば爲に輸入税の負擔の増加が相當の額に達すべきを以て、輸入税率の増加せざる中に急速に之を輸入すべきなり。故に投機熱を煽動する程度は勿論英國に於いての如く甚しからざる可し。雖も、投機熱を挑動することなしと斷すること能はざるに似たり。故に異動率制度は甚だ巧妙にして穀價調節の目的を達するが如し。雖も事實に於ては却て反對の結果を生ずるものならざる可らず。故に

獨逸の經濟學者の間にも此制度を採用するものを多からざるなり單に穀價調節よりいへば其穀物にして世界の多くの國に於て生産せられ世界多くの國に於て消費せらるるものにありては東洋經濟新報の主張する如く穀物輸入税を撤廢する方が寧ろ其目的に副ふものゝ如し何となれば比較的廣き地域内に於て需要供給を調節するは比較的狭き地域に於て之を調節するに比して寧ろ價格を變動せしめざるが故なり穀價の變動を少くすることが國民經濟上必要にして之が爲に多少の犠牲を辭せずとすれば予輩は輸入税の撤廢は穀價調節の唯一手段とは信ずると能はざれども最も實行し易き手段なりといはんと欲するものなり。

不景氣の由來及び效果

氣 賀 勘 重

不景氣なる嘆聲は由來常に一部の商工業者より聞く所殊に決算期たる年末に際しては殆ど毎歳之を耳にせざることなしと雖も併し時と場所とに依り其聲に大小あり之を口にする者の實際に之に難むの程度亦甚だしく大小の差あるものゝ如く現に今年に入りて以來我經濟社會に於ける此嘆聲は日に月に益々高きを加へ來りて昨今に於ける不景氣は實に二十餘年以來未聞の現象なりと稱せらるゝの有様なり敢て問ふ常に斯の如く多少の形跡あり而して時に依り其程度に大小の差別ある此の所謂不景氣なるものは何ぞや。

虚心坦懷以て其語義の存する所を察すれば世俗の所謂不景氣とは收入豫期